

国民健康保険からのお知らせ

○ 転出する学生には「マル学」の保険証

大学・高校等に就学するため他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できる特例がありますが、そのためには“マル学”の申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをご持参の上、村国保窓口で申請してください。

○ 事業主健診・自費人間ドックの健診結果ご提供のお願い

事業主健診(雇用先による健康診断)や自費で人間ドックを受診した方は、健診結果を国保窓口にご提供ください。健診結果の判定により、該当する方には無料で「特定保健指導」を実施いたします。

1. 保険証をご準備のうえ、税務住民課国保係（27-2111 内線153）へ電話連絡願います。
2. 健診結果は持参または郵送によりご提供ください。
【持参の場合】 国保窓口でコピーをとります。
【郵送の場合】 返信用封筒をお送りしますので、健診結果のコピーを郵送願います。
3. 特定保健指導が必要と判定された方に、電話で連絡します。無料で指導が受けられますので、ぜひご利用ください。

※ 提供後の健診結果は、「特定健診」と同じ取り扱いとなり、統計資料等に使用されることがありますが、個人情報には厳重に守られますのでご了承ください。

国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険を使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

○保険証を使えるとき

医師や柔道整復師に外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。

※ 骨折及び脱臼については、応急手当は保険が使えます。それ以後の施術は医師の同意があれば適用になります。

○保険証を使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）でおなじ負傷等で治療中のもの
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

○施術を受ける時の注意

- ・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう
- ・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となります。
- ・施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。

＜お問合せ先＞東通村税務住民課 国民健康保険グループ ☎ 27-2111（内線153）

平成 28 年度協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）青森支部では、県内の中小企業の従業員とご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

平成 28 年度における当支部の健康保険料率は、3 月分（4 月納付分）保険料より 9.98%から 9.97%に変更となります。厳しい医療保険の財政状況の中、協会けんぽの様々な取組における、加入者及び事業主の皆さまのご理解とご協力に対して感謝申し上げます。保険料額はホームページからご覧いただけます。

（お問合せ）全国健康保険協会青森支部 ☎ 017-721-2713 HP : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>